

平成29年度第2回（第38回） 外務省契約監視委員会  
議事概要

開催日及び場所	平成29年6月28日（水） 於：外務省202号会議室		
委員	委員長 中里 実 委員 中谷 和弘, 三笥 裕, 宮本 和之, 門伝 明子		
抽出案件	(備考) 審査対象： 平成28年度第4四半期		
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）			1/5 件
一般競争方式（上記以外）			3/46 件
指名競争方式			0/0 件
企画競争に基づく随意契約方式			2/8 件
公募に基づく随意契約方式			0/1 件
その他の随意契約方式			4/51 件
合計	111 件		
	意見・質問	回答	
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		
その他	会計課調達官より、「平成28年度外務省調達改善計画」の年度末自己評価の概要報告を行い、委員より了解を得られた。		

別紙

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不動状況 （特段の意見なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>②-2 「在外本官用プリンタ等賃貸借及び保守」 業務委嘱</p> <p>○落札額がかなり低額で抑えられた理由如何。</p> <p>○現行プリンタ等製造会社と落札業者が同一会社である関係如何。</p> <p>○プリンタの賃貸借・保守契約以外にも消耗品等、落札業者が関係する契約は発生するのか。</p> <p>○落札額を低額で抑えた分を消耗品等の購入契約により回収することは可能か。</p> <p>○トナーについては、国内で販売する型番のため外国企業の参入が困難と考えるが、右をどの様に考えているか。</p> <p>○別途契約しているトナー等消耗品調達契約の単価と本件契約に含まれるトナー等の単価に違いはあるか。</p> <p>○トナー等のランニングコストを含めると、結果的に割高になる可能性がある。今後はランニングコストも考慮し業者の選定方法を検討することが望ましい。</p>	<p>●該当5者</p> <p>●一般競争入札の結果であり、企業努力によるものと推測している。</p> <p>●今般調達した機種には他社製品も含まれている。従来契約の経験が活かされている可能性は考えられるが、現行との継続性はない。</p> <p>●インクやトナーなどの消耗品の発注に際して、別途一般競争入札を実施している。</p> <p>●この種の調達においては一般的に考えれば可能と考える。</p> <p>●プリンタは先に仕様に沿った調達が行われており、機種が特定されていることからご指摘の件はないと考える。</p> <p>●別途契約したトナー等消耗品調達契約の単価の方が高くなっている。</p> <p>●競争性、公平性を確保した上で、どのような方法が可能か、関係課とも相談したい。</p>

委 員	外 務 省
<p>⑥-16「文書管理機能強化のための在外公館文書管理システムの改修」業務委嘱</p> <p>○本件システムの改修は予定されていたものか。</p> <p>②-36「APECにおける『グローバルバリューチェーン発展・強化のための投資環境改善に係る調査及び関連ワークショップ』開催」業務委嘱</p> <p>○年度末に実施した理由如何。</p> <p>○調査及びワークショップ開催を一緒に入札にかけているが分けることはできなかったのか。</p> <p>○落札業者はコンサルタント業者であるが、ワークショップ業務も行うのか。</p> <p>○本件業者とその業務支援を行った業者との業務指示関係は適切に行われているのか。</p>	<p>●システムの改修は、システム構築後にユーザーが使用して初めて不具合の有無等が判明すること、また、文書管理に関する法令の変更等に伴うシステム上の対応を踏まえ、毎年右に備えて予算を要求している。</p> <p>●APECの大型会議が年5回あるという年間のスケジュール上、当省側の体制が整い実施可能な時期は年度末であった。サブ的要因として、11月のAPEC首脳閣僚会議の結果を踏まえ事業を実施することが、よりAPEC域内での課題点等を調査に反映できるため、年度末に事業を実施した。</p> <p>●予備的調査の結果を踏まえた上で、論点を整理し、その論点をワークショップで検証した。その成果を報告書にまとめる必要があったため、一連の契約とした。</p> <p>●ワークショップのロジ関係では、本件受託業者が手配した関係業者による支援を受けて行った。</p> <p>●適切である。</p>
<p>⑥-50「在メキシコ日本国大使館施設新営計画に係る設計」業務委嘱</p> <p>○2者によるプロポーザル方式を実施しているが、より多くの者を参加させることはできなかったのか。</p>	<p>●できるだけ多くの者に参加を呼びかけるため、当省競争参加資格「測量・建設コンサルタント業務」における「建築関係コンサルタント業務」の分野で「A」及び「B」等級の格付けの全ての者に資料提出招請を行った。</p>

委 員	外 務 省
<p>○業務実績を有することがプロポーザル参加の要件の一つとなっているが、実績を有さない新規業者の参入も必要ではないか。</p> <p><b>④－ 8 「海外安全対策の対外発信事業」業務委嘱</b></p> <p>○仕様書において、記事掲載先として企業5者を除外しているが、理由如何。</p> <p>○採点表において20-30代女性、60代前半の男女とあるが、理由如何。</p> <p>○各雑誌社と個別契約ではなく、1つの業者に依頼した理由如何。</p>	<p>●類似業務の実績も認めており、当省業務の経験を有さない新規業者でも参入可能となっている。</p> <p>●該当企業については、旅行ガイドブックや機内誌を発行している出版社であるが、既に別途契約をしていたため、重複を防ぐため除外した。</p> <p>●20-30代女性については、海外旅行が多い層でありながら、「たびレジ」が浸透していない。また、60代は団体旅行者であれば大手旅行会社が「たびレジ」の登録を紹介するが、個人旅行される方も多いため、訴求効果が大きいターゲットと考えている。</p> <p>●当方では、どの雑誌にどのような読者層がいるのか明確ではないので、その分野をよく把握している専門業者に依頼したほうが、目的に見合った雑誌社を選択できる上、個別に数社と契約するより効果的かつ効率的であるためである。</p>
<p><b>⑥－ 3 9 「外国公館等情報システムのプログラム改修」業務委嘱</b></p> <p>○システムを作った会社に改修を依頼しているが、省内共通プラットフォームにシステムを載せるということで、個人情報保護に関するマネジメントはどうなっているのか。</p> <p><b>②－ 3 8 「研修所 本省分室大教室及び中教室用 テーブル・椅子の更新実施」業務委嘱</b></p> <p>○椅子や机は特別な仕様ではないため、一般的に市販されているものと思うが、一者応札になった理由如何。</p> <p>○年度末になった理由如何。</p>	<p>●関係課室と協議し、また、政府機関等の情報セキュリティのための統一基準や外務省情報セキュリティポリシーを満たしていることが条件となっている。</p> <p>●入札参加は2者であったが、1者は納期に間に合わせる事が困難との理由により辞退した。</p> <p>●研修の日程等の都合により、教室の空いている年度末の実施となった。</p>

委 員	外 務 省
<p>①－４「大規模緊急事態対応関係装備品」の購入 ○人体模型の用途如何。</p> <p>○装備品のＴシャツをロゴ入りとした理由如何。</p> <p>④－２「誘拐・被害者家族支援研修の実施」業務 委嘱 ○一者応札となった理由如何。</p> <p>○今回のような研修を実施可能と考えられる企業はあるのか。</p> <p>○本件研修における警察庁等国内官公庁との連携如何。</p> <p>○契約が受講者一人当たりの単価契約となっている理由如何。</p> <p>⑥－４０「外務省海外旅行者登録『たびレジ』の改修」業務委嘱 ○「たびレジ」は短期旅行者向けと理解しているが、在留邦人が領事メールを受け取る方法如何。</p>	<p>●テロ、事件等で邦人が死亡した場合の身元確認には、歯形が用いられる場合が多く、当省職員もかかる作業を手伝う役割を担っているため、緊急事態対応要員職員向けの研修に法歯学専門医による講義を組み入れてきている。同講義において、人体模型を使用し、歯形の写真撮影方法など、より実践的な研修を行う。</p> <p>●過去の教訓の一つとして、混乱した現場では、当省職員の活動が邦人被災者等関係者に認知されにくいことが判明した。邦人等が職員を見つけやすくすることを目的とした。</p> <p>●類似の研修で指名実績がある者は公示事実を承知していなかったようである。</p> <p>●２－３者程度あると考える。</p> <p>●本件研修は海外で実際に発生した誘拐事案に対処した実績を有する危機管理会社が研修内容を企画したものであり、国内官公庁と連携はしていない。</p> <p>●研修は単なる講義形式に終始せず、ロールプレイを行うなど参加者一人一人が参加する形態をとったためである。</p> <p>●各国に居住している在留邦人は、在留届を在外公館に提出することで、「たびレジ」登録者と同様に、領事メールを受け取ることが可能である。なお、在留届の提出は、旅券法上の義務となっている。</p>